

【記入例】
課税証明書及び資産証明書
を請求する場合

税務証明書等交付申請書

税務課⑤窓口へ提出ください

令和〇〇年〇〇月〇〇日

太枠の中を記入し、該当するものに✓印を入れてください。窓口では、個人情報保護のため申請者の本人確認をしますので、免許証、健康保険証等の提示をお願いします。

窓口で法人の証明書の交付申請を行う場合、交付申請者が当該法人の代表者であるときは、代表者印の押印を省略することができます。

どなたの証明書が必要ですか (証明対象者)	住所	十和田市西十二番町6番1号					
	フリガナ	トワダ タロウ					
	氏名	十和田 太郎 (法人の場合は、法人名と代表者氏名を記入し代表者印を押してください)					
	生年月日	明・大・昭・平・令 〇〇年〇〇月〇〇日					
窓口に来られたかた 1. 本人 2. 本人以外の場合 は右欄にご記入ください	住所	十和田市西十二番町6番1号					
	氏名	十和田 花子					
	生年月日	明・大・昭・平・令 〇〇年〇〇月〇〇日					
	証明対象者との関係	<input checked="" type="checkbox"/> 同一世帯家族 <input type="checkbox"/> 相続人 <input type="checkbox"/> 納税管理人 <input type="checkbox"/> 代理人 <input type="checkbox"/> その他 ()					
何が必要ですか	所得関係	<input type="checkbox"/> 所得証明書 <input checked="" type="checkbox"/> 課税証明書 (所得課税証明書) (市県民税課税証明書)	<u> R 5 </u> 年度 ※この年度の <u> 前年分の所得 </u> に基づく証明	※例：R5年度の証明書…R4年分(1～12月)の所得等 例：R4年度の証明書…R3年分(1～12月)の所得等 ※本人または同一世帯親族以外のかたが申請するときは、委任状または代理人選任届が必要。	1 通		
		<input checked="" type="checkbox"/> 資産証明書 <input type="checkbox"/> 評価証明書 <input type="checkbox"/> 登録事項証明書 <input type="checkbox"/> 公課証明書	<input checked="" type="checkbox"/> 土地・家屋 <input type="checkbox"/> 土地のみ <input type="checkbox"/> 家屋のみ ※償却資産も必要なかたは償却資産証明書を申請してください。	<input type="checkbox"/> 全資産(単有と共有の両方の資産) <input type="checkbox"/> 単有の資産のみ <input type="checkbox"/> 共有の資産のみ <input checked="" type="checkbox"/> 資産の一部(※以下に所在地番を記入)	※本人以外のかたが申請する場合の注意事項は、欄外に記載のとおり。	1 通	
	<input type="checkbox"/> 名寄せ帳の写し(土地・家屋) <input type="checkbox"/> 償却資産証明書 <input type="checkbox"/> 無資産証明書 <input type="checkbox"/> 評価通知書(※法務局登記官による交付依頼書の添付が必要)	<input type="checkbox"/> 全資産 <input type="checkbox"/> 単有 <input type="checkbox"/> 共有 { 西十二番町6番地1 }					
	納税関係	<input type="checkbox"/> 納税証明書 (一部の税目)	<input type="checkbox"/> 全ての税目 <input type="checkbox"/> 法人市民税(令和__年__月～__年__月決算分) <input type="checkbox"/> 個人市・県民税 <input type="checkbox"/> 固定資産税・都市計画税 <input type="checkbox"/> 国民健康保険税 <input type="checkbox"/> 軽自動車税(種別割)(※車検用ではない)		__年度	※本人または同一世帯親族以外のかたが申請するときは、委任状または代理人選任届が必要。ただし、車検用(軽自動車継続検査用)の場合は、自動車検査証(写し可)の提示でも可。	__通
			<input type="checkbox"/> 国民健康保険税 納付額証明書 <input type="checkbox"/> 滞納処分を受けていない証明書 <input type="checkbox"/> 完納証明書(市税の滞納がない証明書) <input type="checkbox"/> 軽自動車税(種別割)納税証明書(継続検査用) (車両ナンバー 八戸)	<input type="checkbox"/> 年末調整用 <input type="checkbox"/> 確定申告用	__年分		
		<input type="checkbox"/> 滞納処分を受けていない証明書 <input type="checkbox"/> 完納証明書(市税の滞納がない証明書)		過去__年間			
		<input type="checkbox"/> 軽自動車税(種別割)納税証明書(継続検査用) (車両ナンバー 八戸)					
ほか	<input type="checkbox"/> 営業証明書	__通		担当者 _____ 口数 _____ ※本人確認欄 1. 公的証明書等(マイNC・免許証・保険証・車検証) 2. 交付物2点(診察券・クレジットカード・通帳・) 3. 質問など()			
	<input type="checkbox"/> 地籍図の写し()	__件					
	<input type="checkbox"/> 家屋証明書	__通					
	<input type="checkbox"/> その他の証明書 ()	__通					

(注意事項) 資産に関する証明書を本人以外のかたが申請する場合

- ・本人以外のかたが申請するときは、委任状または代理人選任届が必要です。ただし、法定相続人その他法令で定めるかた、法人の証明書を申請するかたは除きます。
- ・法定相続人その他法令で定めるかたが申請するときは、その関係を証明するもの(戸籍謄本等)が必要です。
- ・法人の証明書を申請する場合は、代表者印の押印が必要です。
- ・法人の代表者が来庁し申請する場合は、代表者印の押印を省略(代表者の署名)することができます。

十和田市長 様

代理人選任届

私は、次の者を代理人と定め、証明書の申請（受領）に関する権限を委任します。

委任者（頼んだ人）

住所 十和田市西十二番町6番1号

氏名 十和田 太郎

生年月日（明・大・昭・平・令） 〇〇年〇〇月〇〇日

連絡先（電話番号） 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

証明書

1. 資産証明書（西十二番町6番地1の土地・家屋分） 1通
2. _____ 通
3. _____ 通

代理人（頼まれた人）

住所 十和田市西十二番町6番1号

氏名 十和田 花子

生年月日（大・昭・平・令） 〇〇年〇〇月〇〇日

委任者署名欄は、原則、委任者本人の署名が必要ですが、記名押印も認められます。上記委任者欄及び代理人欄の事項については、どなたが記入されても構いません。

上記のとおり相違ありません。

委任者署名欄 十和田 太郎

【必ず委任者が署名してください】

- ※ 委任内容について、委任者に電話で確認する場合があります。
- ※ 委任内容に嘘や偽り等が発覚した場合は、刑法により罰せられる場合があります。

代理人選任届を必要とする場合
(委任者が署名できない状態の場合)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

十和田市長 様

代理人選任届 (代筆用)

私は、次の者を代理人と定め、証明書の申請(受領)に関する権限を委任します。

委任者(頼んだ人)

住所 十和田市西十二番町6番1号

氏名 十和田 太郎

生年月日(明・大・昭・平・令) 〇〇年〇〇月〇〇日

連絡先(電話番号) 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

証明書

1. 資産証明書(西十二番町〇番地〇の土地・家屋分) 1通

2. 通

3. 通

代理人(頼まれた人)は、代筆者(委任者の代わりに署名する人)とは別の方となります。

代理人(頼まれた人)

住所 十和田市西十二番町6番1号

氏名 十和田 花子

生年月日(大・昭・平・令) 〇〇年〇〇月〇〇日

委任者署名欄は、必ず代筆者本人が自書してください。上記委任者欄及び代理人欄の事項については、どなたが記入されても構いません。

上記のとおり相違ありません。

委任者署名欄 十和田 太郎

代筆者住所及び氏名は、原則、代筆者本人が自書してください。代筆者氏名については、記名押印も認められます。

代筆者(委任者の代わりに署名する人)

委任者は心身の不調その他の事由により署名できないため、本人の意思を確認のうえ代筆しました。

代筆者住所 十和田市西二十三番町〇番〇号

代筆者氏名 十和田 次郎

【必ず代筆者が自書してください】

※ 委任内容について、委任者に電話で確認する場合があります。

※ 委任内容に嘘や偽り等が発覚した場合は、刑法により罰せられる場合があります。